

随意契約の公表について(平成20年度10～12月分)

平成21年1月31日 公表

美術館名	契約に係る工事,物品又は役務等の名称	数量	契約締結日	契約の相手方について		契約金額	随意契約によることとした理由
				住所	氏名		
京都国立近代美術館	「現代美術への視点 - エモーショナル・ドローイング」展出品作品の運送等請負	1式	平成20年10月8日	東京都江東区東雲2-2-3	ヤマトロジスティクス㈱東京美術品センター	2,226,000	会計規則第23条第1項第1号適用
京都国立近代美術館	「カルロ・ザウリ展 イタリア現代陶芸の巨匠」出品作品の返却等請負	1式	平成20年10月10日	京都市伏見区横大路芝生10-1	ヤマトロジスティクス㈱京都美術品センター	5,217,597	会計規則第23条第1項第1号適用
国立西洋美術館	国立西洋美術館現況図(世界遺産推薦段階)2008.12.15作成業務	1式	平成20年12月12日	東京都新宿区本塩町8番地	株式会社前川建築設計事務所	5,029,500	会計規則第23条第1項第1号適用
国立国際美術館	「アジアとヨーロッパの肖像」広告特集 一式	1式	平成20年10月1日	大阪市北区中之島3-2-4朝日ビル4F	(株)朝日広告社関西支社	2,257,500	会計規則第23条第1項第1号適用

公表対象とする随意契約は、当該契約の予定価格が250万円(工事又は製造)・160万円(財産)・80万円(物件借入)・100万円(その他)を超えるものである(ただし、美術作品及び映画フィルムを除く)。